

小樽市放課後児童クラブ 入会のしおり



はじめにお読みください

- 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」）は、保護者が就労等により、放課後や春・夏・冬休みにおいて、家庭で保育を受けることができない小学生を対象として、継続的な集団生活の中で遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。
- このしおりには、児童クラブの入会手続き、利用方法等について記載しています。お申込みの際にはよくお読みいただき、入会された後も大切に保管してください。

小樽市 こども未来部 放課後児童課

〒047-0034

小樽市緑3丁目4番1号（小樽市教育委員会庁舎内）

電話（0134）32-4111 内線7535

FAX（0134）33-6608

E-mail hokago-jido@city.otaru.lg.jp

児童クラブについて

1. 入会の対象となる児童

次のすべてに該当する児童が対象となります。

- (1) 小樽市に住所を有する児童又は小樽市立の小学校に在籍している児童であること。
※ 特別支援学級に在籍するなど特別な配慮が必要な児童の入会に当たっては、お子さんの状況等を聞き取り確認させていただきますので、放課後児童課へ連絡をお願いします。
- (2) 下校時に保護者（保護者に代わる者を含む）が就労等により家を留守にしている等、昼間に監護を受けることができないことを常態（原則として、月に15日以上かつその状態が3か月以上継続すること）とする児童であること。
※ 「就労等」には、職業訓練校や各種専門学校への通学、病気、介護を含みます。
※ 原則として、次の時間以降に保護者等が留守であることが入会の基準となります。
・1年生 14時 ・2年生 14時半 ・3年生以上 15時
※ 「保護者が仕事などで家庭不在のため、保護者が養育を依頼した方の家に帰る」との理由で就学指定校外入学をしている児童の入会の場合、養育を依頼された方も就労等により留守であること（上記基準に合致すること）が必要です。
- (3) 食事、着替え、移動、排泄等の身辺自立が可能であると認められる児童であること。
- (4) 集団での生活及び遊びが可能であると認められる児童であること。
- (5) 自傷行為又は他害行為その他迷惑行為を行う恐れのない児童であること。
- (6) 児童クラブへ自ら通い、又は保護者（保護者に代わる者を含む。）の付添いにより通うことが可能であると認められる児童であること。
- (7) 過去の児童クラブ利用手数料に滞納がない世帯の児童であること。

2. 開設時間

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 通常開設日（月～金） | 下校時～午後6時 |
| (2) 土曜日 | 午前8時20分～午後6時 |
| (3) 春・夏・冬休み期間 | 午前8時20分～午後6時 |
| (4) 学校行事の振替休業日 | 午前8時20分～午後6時 |



※ 土曜日は、児童クラブ在籍児童のうち、土曜日にも家庭で保育を受けることができない児童を対象に開設しております。

※ 出席児童がない土曜日は、開設時間を変更することがあります。

3. 休会日

- (1) 定休日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 臨時休会日 ①インフルエンザ等の事由により、学校閉鎖となる場合
 ②台風・大雪等の事由により、学校が臨時休校となる場合
 ③休会が適当であると小樽市長が認めた場合

※ インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、児童クラブは開室しますが、当該学級・学年の児童については、感染拡大防止の観点から閉鎖期間中は児童クラブの利用はできません。

4. 開設場所及び定員一覧

児童クラブ名	住 所	定 員	電話番号
長橋小学校放課後 児童クラブA・B	長橋4丁目5番1号 (長橋小学校内)	各34人	22-3430
高島小学校放課後 児童クラブA・B	高島5丁目6番1号 (高島小学校内)	各34人	25-0773
幸小学校放課後 児童クラブ	幸4丁目21番1号 (幸小学校内)	34人	24-0433
手宮中央小学校放課後 児童クラブA・B	末広町13番5号 (手宮中央小学校内)	各34人	27-0425
稲穂小学校放課後 児童クラブA・B	富岡1丁目5番1号 (稲穂小学校内)	A:32人 B:22人	25-3351
花園小学校放課後 児童クラブA・B	花園5丁目4番1号 (花園小学校内)	各34人	25-5333
山の手小学校放課後 児童クラブA・B・C	花園5丁目2番20号 (山の手小学校内)	A・B:34人 C:24人	32-3588
奥沢小学校放課後 児童クラブ	奥沢2丁目5番1号 (奥沢小学校内)	50人	27-7557
潮見台小学校放課後 児童クラブ	新富町9番13号 (潮見台小学校内)	34人	27-2056
望洋台小学校放課後 児童クラブ	望洋台1丁目8番25号 (望洋台小学校内)	34人	52-1417
桜小学校放課後 児童クラブA・B	桜1丁目16番1号 (桜小学校内)	各34人	54-7813
朝里小学校放課後 児童クラブA・B・C	新光2丁目6番1号 (朝里小学校内)	各34人	54-0369
張碓小学校放課後 児童クラブ	春香町215番地 (張碓小学校内)	27人	62-4300
桂岡小学校放課後 児童クラブ	桂岡町23番1号 (桂岡小学校内)	34人	62-2550
銭函小学校放課後 児童クラブA・B	見晴町5番2号 (銭函小学校敷地内建物)	A:24人 B:36人	62-6188

5. 児童の安全確保

(1) 児童クラブでは、児童クラブから自宅への送迎は行っていません。

児童の安全確保のため、午後5時以降も利用する場合は、必ず保護者のお迎えをお願いします。

また、悪天候等の理由により、午後5時以前の利用でもお迎えをお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

※ 児童クラブは午後6時までです。時間厳守でのお迎えをお願いします。

※ 新1年生の入学式前の利用については、保護者等の送迎をお願いします。

※ 土曜日や春・夏・冬休みの開所は午前8時20分です。開所前にお預かりすることはできませんので、時間に合わせて来所をお願いします。

(2) 児童本人の感染症や学級・学校閉鎖等で、児童クラブでお預かりができないことがありますので、あらかじめ預け先を決めておいてください。

(3) 児童クラブでの活動中の事故やケガに対応するため、スポーツ安全保険の加入が必要です。(学校の災害共済給付金は適用されません。)

① 掛金(1人につき) 年額800円(入会申込書と一緒に提出してください。)

② 給付内容 通院(日額)1,500円 入院(日額)4,000円

※ 通院・入院ともに1日目から補償

6. その他

(1) 学校給食のない日や土曜日の児童クラブには、各自昼食を持参してください。万が一、お子さんがお忘れの場合は、児童クラブまで保護者等が必ず届けてください。

(2) 玄関には児童クラブ専用のインターホンを設置していますので、お迎えの際などはインターホンで呼出してください。

(3) 入会時に連絡ノートをお渡ししますので、児童の出欠連絡などに使用してください。欠席の連絡がなく児童の来室がない場合は、児童の安全を確認するため、保護者等又は勤務先に連絡を行います。欠席の場合は忘れずに連絡をお願いします。

(4) 児童クラブは、保護者が就労等により放課後などに、家庭で保育を受けることができない児童を対象として開設しています。保護者の仕事が休みで自宅にいる場合も、受け入れることはできますが、お子さんの気持ちを尊重し、できるだけ家庭で一緒に過ごすようにしてください。

(5) 児童クラブでは、集団での生活や遊びの中で、健全育成のため必要に応じてお子さんに指導等を行います。指導内容を保護者にお伝えすることや、家庭での協力をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

児童クラブ利用に当たっての諸手続きについて

児童クラブは、児童福祉法に定められた放課後健全育成事業として、児童の健全育成を図ることを目的としています。利用に当たっては児童の気持ちを大切にして、家庭内で十分話し合った上で手続きを進めるようお願いします。

1. 入会手続き

(1) 申込みについて

年度ごとに申込みが必要です。

※ 児童クラブの定員を上回る申込みがあった場合は、入会をお待ちいただくことがありますのでご了承ください。なお、定員を上回った場合は低学年児童の入会が優先されます。

※ 年度途中でも定員に余裕があれば、随時申込みを受け付けます。

※ 特別支援学級に在籍するなど特別な配慮が必要な児童の入会に当たっては、お子さんの状況等を聞き取り確認させていただきますので、放課後児童課へ連絡をお願いします。



(2) 申込書類

①	入会申込書	兄弟・姉妹の入会希望の場合も、児童ごとに提出してください。 ※親類等への養育依頼を理由として就学指定校外入学している場合は、学校から養育依頼者宅までの経路や連絡先、放課後すぐに養育依頼者に預けることができない理由も記入願います。
②	就労証明書	同居している60歳未満の保護者等全員（祖父母を含む）について提出してください。 ※令和6年1月より、小樽市独自の稼働証明書の様式から就労証明書の様式へ変更しています。当面の間は、旧様式でも受け付け可能です。 ※旧様式を使用する場合も押印不要となりますが、就労証明書と同様に、証明書の内容について、就労先事業者に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われることがありますので、ご注意ください。 ※職業訓練校や各種専門学校に通学している場合は、就労証明書に代えて、在学証明書、授業日時が判る書類、学生証（写）等が必要です。 ※病気や介護による場合は、就労証明書に代えて、昼間に児童の監護が出来ない旨が記載された医師の診断書等が必要です。 ※親類等への養育依頼を理由として、就学指定校を変更し入学している児童が入会する場合、養育を依頼された方（年齢にかかわらず）の就労証明書も必要です。

※ 上記のほかに、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※ 書類は、各児童クラブ及び放課後児童課で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【市トップページ>子育て・教育>学校教育（小学生以上）>放課後児童クラブ】

(3) 提出先

必要書類をすべてそろえた上で、スポーツ安全保険料（年額800円）と合わせて、入会を希望する児童クラブへ提出してください。

※ 年度途中の入会の場合は、入会書類の提出後、入会決定までに1週間程度かかりますので、お早めにお申し込みください。

(4) 年度内に一度退会し再入会する場合は、その都度申込書類一式の提出が必要です。

2. 入会後の変更手続き

年度途中で入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを行ってください。

(1) 退会する場合・・・「退会届」

保護者の離職や児童が留守番できるようになった等の理由により児童クラブを退会する場合は、「退会届」に必要事項を記入し、事前に児童クラブに提出してください。



(2) 入会継続を希望する場合・・・「入会継続申立書」

次の事由に該当する場合は、児童クラブを継続して利用することができますので、「入会継続申立書」を提出してください。

該当する事由	継続できる期間
離職したが、求職活動によって児童の監護ができない場合	離職日より90日経過した月の末日（児童クラブが定員を上回っていないことが条件です） ※この期間内に就職できなかった場合は、継続できません。
産休を取得した場合	産休期間終了日の月の末日 ※産休期間終了後、育児休業を取得した場合は継続できません。

※ 産休取得の理由で入会継続申立を行う場合、産前・産後休業の取得について記載されている就労証明書を添付してください。

(3) その他

変更事項	提出書類
勤務先の変更	就労証明書（場合によっては入会申込書）
住所や電話番号の変更	入会申込書
保護者や家族構成などの変更	入会申込書（場合によっては就労証明書）

料金について

1. 利用料

利用料は無料です。（令和6年度より無償化）

2. おやつ代

児童クラブでは、おやつ代として月額 1,500 円（7月分、8月分、12月分、1月分については1,000円）がかかります。

おやつ代は、おやつの購入のほか誕生会などのイベント経費にも充てています。

※ 土曜日の児童クラブでは、おやつを用意しませんので各自でご用意ください。

※ 春・夏・冬休み期間中について、利用児童数の変動が大きいいため、おやつは各自でご用意ください。

※ おやつ代の納入時期及び方法については、入会を希望される児童クラブに直接お問合せください。

※ 感染症のまん延など、状況によってはおやつの提供を中止する場合があります。



～ 児童クラブの福祉サービスについて、苦情がございましたらご相談ください ～

小樽市では、市の福祉施設等の利用者の皆様からの苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者などの職員の役割を決めています。

また、苦情の解決に当たり、民生児童委員や社会福祉士など第三者的な立場の方から助言を受けるため相談員も委嘱しています。

相談の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

児童クラブについて、ご不明な点などがございましたら、下記までお問合せください。

小樽市 こども未来部 放課後児童課

電話 (0134) 32-4111 内線7535

FAX (0134) 33-6608

E-mail hokago-jido@city.otaru.lg.jp

※ 児童クラブでの活動内容の詳細については、入会を希望する児童クラブに直接お問合せください。

